

ベトナム国内における COVID-19 感染症の影響とその対応状況

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL VO THI THU HA)

1. はじめに

2019 年末頃より新型コロナウイルス（以下「COVID-19」と言う）感染症の世界的拡大に伴い、ベトナムにおける外国投資家の経営活動も大きな影響を受け、また外国人労働者に対するベトナム入国査証発給停止などの措置も発令された。このような深刻な状況に直面しているベトナム政府は、既に様々な COVID-19 感染症の予防策と経済支援を実施しており、肯定的な結果を得ている。本レポートでは、これまでのベトナム COVID-19 対策の経緯や状況を説明するとともに、この先の COVID-19 時代のベトナムにおける企業の発展について触れてみたい。

2. ベトナム国内の感染者数

2020 年 1 月 23 日に、COVID-19 感染者がベトナムで確認されて以降、2020 年 7 月 13 日までの感染者数は合計で 377 名（そのうち 350 人が回復）である。さらに、2020 年 7 月 13 日までに、ベトナム国内における COVID-19 による死者は報告されていない。同じ時期に、世界の感染者数は 11,125,245 名であり、そのうち死者総数は 528,204 名である。上記のベトナムでの結果は、首相、大臣から地方当局に至るまでの明確な指導と、国民の前向きな対応によるものであるといえよう。

3. COVID-19 感染症の予防策

ベトナム政府は、COVID-19 感染症の予防策として 2020 年 3 月に首相指示第 15/CT-TTg 号および首相指示第 16/CT-TTg 号を公布し、以下のような対策を実施し効果を上げた。

- 必需品や必須サービスを取扱う店を除く、商業サービスの店舗の強制臨時休業
- 社会距離拡大戦略およびベトナム入国者に対する 14 日間の集団隔離対策の実施
- 2020 年 3 月 8 日以降に入国し、隔離対象となっていない者のスクリーニング、医療検査、健康状況の緊急確認と、感染者との直接接触者・濃厚接触者をリストアップ・分類、適切な隔離措置（集団隔離、自宅隔離、宿泊施設隔離等）の実施
- 政府機関、部隊、幹部、公務員、準公務員に対する、IT を活用した在宅勤務の推進
- 交通運輸省、各省市の人民委員会が主導した、公共交通手段による旅客運搬の停止地域間移動の制限、感染地域からその他地域への移動停止
- 各地域での陽性症例の検査結果取りまとめと、1 日 2 回の検査実施状況の公表、およびその正確性の確保
- 2020 年 4 月 1 日 0 時（深夜）からのラオスとカンボジア国境のメインゲート、サブゲートの一時閉鎖。各地の陸上国境ゲートにおける入国者の厳格な監視
- 政府指導に従い安全間隔を確保し、マスク着用、消毒の実施により人民の健康を確保するよう求める報道、発信の促進

4. 企業への影響

商業活動の一時停止の影響で、サプライチェーンにおける原材料の供給量が減少した。さらに、この時期に消費者側でも日常生活の必需品を除く、製品・サービスの利用を差し控えた。企業側では、売上が大きな打撃を受けた一方で企業内感染防止対策の実施のために支出は増加の一途を辿った結果、企業収支は悪化した。企業が生産などの事業活動を続けなければ労働者は失業するが、事業活動を継続しても経費の増大により利益を出すことが困難であるという厳しい状況に陥った。特に、観光、航空、物流、飲食店、ホテル、教育などの分野で事業を営む企業は「凍結」状態に陥っている。そのため、多数の企業が事業活動の範囲を狭め、労務費の削減や、業務停止せざるを得ない状況に直面している。結果として、COVID-19 時代にも大きな影響を受けずに事業を継続できるのは、堅固な財政基盤を持つ大企業に集中する傾向が生じている。

5. ベトナム経済への影響

この時期の外国投資家の投資活動を前年同期と比べると減少している。例えば 2020 年 5 月 20 日時点までの外国投資家の新規登録資本、調整資本（増資、減資）、払込資本の総額は 138 億 9,000 万米ドルであり、前年同期の約 83%であった。また、外資プロジェクトの投資実施額は 67 億ドルとなり、前年同期に比べて約 92%となっている。

しかし、それでもベトナム経済は成長し続けていると言える。ベトナム統計総局（GSO）が 6 月 29 日に発表した 2020 年上半期（1～6 月）の国内総生産（GDP）成長率は、前年同期比 1.81%と、2011 年から 2020 年の間における 6 ヶ月間成長率としては最も低い増加率ではあるものの、マイナス成長の状態には陥っていないのである。

この成長は、COVID-19 感染症対策において、政府が経済よりもまず先に人々の健康（感染防止）対策を徹底し、その上で生活を支える施策を行ったことにより、健康な市民が経済発展に直接寄与できる状況となっていることが要因と言えるだろう。

6. 打ち出される経済支援策

ベトナム政府は、困難な状況に直面する企業を支援するべく、行政手続簡素化を実施しており、企業向けに下記の優遇措置を与えている。

- 退職年金および遺族基金の加入停止
- 納税延長、延滞金利の免除
- 労働組合費の支払い期限の遅延
- 銀行の支払金利の免除または削減の検討、返済期間延長
- ベトナム社会政策銀行からの借り入れについての金利 0%の適用
- 情報通信省が発行した E コマース企業支援ソフトウェアの割引または無償提供
- 「全国集中プロモーション月間 2020 - ベトナムグランドセール 2020」と題した国内消費刺激プログラムの拡大

7. COVID-19 感染症鎮静化後の機会

一連の COVID-19 感染症を取り巻く状況は、企業に貴重な機会を与えたとはいえよう。COVID-19 感染症対策として在宅勤務を進め、そのまま定着する企業が急増している。リモートワークをする人が職場で増えると日常的に発生するのが「オンライン会議」、「チームマネジメント」、「ジョブアサインメント」などである。COVID-19 の問題を契機として、今後、テレワーク（リモートワーク）が一気に普及する可能性がある。さらに、企業は与えられた時間を変革の機会と捉え、社内業務プロセスの見直しや、製品やサービスの品質改善にあてることもできよう。

8. ベトナムで働く外国人労働者に対する政策

COVID-19 感染症対策の過程で、外国人の入国制限措置が発動されたが、現在も引き続き行われている。一時期は外国人への労働許可証の発給も停止された。

予防対策が奏功した後の政府会合を受けて発せられた、グエン・スアン・フック首相結論についての 2020 年 5 月 15 日付通知第 182 / TB-VPCP 号に基づき、ベトナムは二国間ベースで徐々に出入国、貿易、親族訪問、観光、貿易および投資規制を緩和し始めている。

2020 年 5 月末から、ベトナムは投資家、管理者、専門家、熟練技術労働者のベトナム入国を支援している。政府の通知を受けて、各地方・地域の人民委員会は公的指示を発令し、企業からの外国人入国申請の受付を開始するとともに、勤務開始までの手順についても規定した。これらの規定においては、各企業は事前に外国人入国申請を各省（市）の人民委員会に提出し、その承認を待つべきことが定められている。さらに、外国人労働許可証の新規発給については下記の条件を満たさなければならないとされる。

- 上記の入国申請手続きを行う
- 入国管理局において入国手続きを行う
- ベトナムへの入国後、隔離を実施し健康診断の規定に適合する

なお、各地域によって、ベトナム入国後の外国人労働者への労働許可証発給にあたって求める条件が異なる。ベトナムの外国人労働者に対する政策は、ベトナム経済の回復へ向けても不可欠であり、今後も各国の状況を考慮しながら入国緩和などの措置を進めていくとみられる。

9. 結論

ベトナムはまだ途上国ではあるが、COVID-19 感染症への対応とその結果については国際的に高く評価されている。世界保健機関（WHO）の Kidong Park 博士（在ベトナム代表）は、今回ベトナム国内で実施された非常に迅速で効果的な措置に感銘を受けたとし「ベトナムでは人々が迅速に且つ透明性の高い情報を共有しており、情報技術を効果的に活用していると言える。ベトナムでの COVID-19 感染症の予防と管理に関する教訓と経験を分析し、総合的検証を行い、今後の国際社会へ共有していきたいと思う。」との意を表明した。

ベトナムは、国民が安心して働けると感じられるのみにとどまらず、この地で働く外国人に対しても、生活上の安心感を与えることができているのではないだろうか。安心感があるということは、投資家が事業投資活動に集中するための前提条件であると言えるだろう。

10. 参考文献

a) 関連法令

- COVID-19 感染症による納税延長、延滞金利の免除に関する 2020 年 3 月 3 日付税務総局発行オフィシャルレター第 897/TCT-QLN 号
- COVID-19 感染症による困難に直面している企業に対しての退職年金及び遺族基金の加入停止を案内する 2020 年 3 月 9 日付オフィシャルレター第 797 / LDTBXH-BHXH 号
- COVID-19 感染症の影響を受けた対象者に対して、退職年金及び遺族基金の加入停止を案内する 2020 年 3 月 17 日付オフィシャルレター第 860 / LDTBXH-BHXH 号
- COVID-19 感染症により困窮している国民への各支援対策に関する 2020 年議決第 42/NQ-CP 号
- 信用機関、外資系銀行の支店に対する、COVID-19 感染症の影響を受けた顧客のための債務グループの維持、返済計画の変更、利息や手数料の免除・減額の要請を規定した通達第 01/2020/TT-NHNN 号
- 企業各社を支援する財政・金融刺激策に関する指示第 11/CT-TTg 号
- COVID-19 感染症の影響を受ける企業に対して労働組合費の支払い期限の遅延を認めたオフィシャルレター第 245/TLD 号
- 「全国集中プロモーション月間 2020 - ベトナムグランドセール 2020」の開催に関する 2020 年 6 月 19 日付商工省決定第 1635 / QD-BCT 号
- COVID-19 感染症の流行拡大の影響を緩和するための銀行業界の緊急対策に関する指示第 02/CT-NHNN 号
- COVID-19 感染症の予防策に関する政府会合でのグエン・スアン・フック首相の結論についての 2020 年 5 月 15 日の通知第 182 / TB-VPCP 号

b) リソース :

- 世界保健機構 : <https://covid19.who.int/>
- ベトナム保健省 : <https://ncov.moh.gov.vn/>
- 統計総局 : <https://www.gso.gov.vn/default.aspx?tabid=621&ItemID=19629>
- 商工省 : <https://www.moit.gov.vn/tin-chi-tiet/-/chi-tiet/thang-khuyen-mai-tap-trung-quoc-gia-2020-kich-cau-tieu-dung-noi-%C4%91ia-hau-covid-19-19783-801.html>
- 情報通信省 IT 適用局 : <https://ict.mic.gov.vn/#danhsach>
- ベトナム保健省の COVID-19 感染症に関する情報 : <https://ncov.moh.gov.vn/-/phong-chong-dich-covid-19-cac-bien-phap-cua-viet-nam-rat-nhanh-va-hieu-qua>

【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづか まゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：鈴木 友紀（すずき ゆき）

<<ベトナム/ハノイ現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower, 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：逆井 将也（さかさい まさや）

<<カンボジア現地デスク（I-GLOCAL カンボジア事務所内）>>

【所在地】：13th Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blvd (St.93/232), Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia

【担当者】：Mak Brathna(マク・ブラタナ)

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。